

栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例概要版

○目的（第1条）

自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全で安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

○定義（第2条）

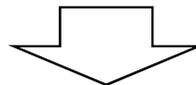
この条例における「自転車」、「自転車利用者」、「交通安全団体」、「学校」、「保護者」、「自転車貸付事業者」、「自転車小売事業者」及び「自転車損害賠償責任保険等」の用語の意義を定める。

○県・自転車利用者の責務等（第3条～第5条）

- ・ 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（第3条）
- ・ 自転車利用者は、自転車が道路交通法に規定する車両であることを認識し、法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。また、自転車に関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。（第4条）
- ・ 県及び市町村は、それぞれの施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力する。（第5条）

○県民・事業者等の役割（第6条～第8条）

- ・ 県民は、自転車の安全で適正な利用の促進に自ら取り組むよう努める。（第6条）
- ・ 事業者は、自転車通勤者、又は事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努める。（第7条）
- ・ 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を積極的に推進するよう努める。（第8条）



○自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策（第9条～第16条）

- ・ 自転車の安全で適正な利用に関する教育等（第9条）
- ・ 乗車用ヘルメットの着用等（第10条）
自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
- ・ 自転車の点検及び整備（第11条）
- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入等（第12条）
自転車利用者は、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。
- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等（第13条）
- ・ 自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供（第14条）
- ・ 道路環境の整備（第15条）
- ・ 財政上の措置（第16条）

○附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第13条の規定は、同年7月1日から施行する。